

市内出張旅費の支給に関する取扱い要綱

平成21年3月27日

20川総労第1395号

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、市内出張旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃及び車賃の支給基準)

- 2 規則第2条第1号及び第2号の規定により旅行した場合の旅費の支給基準については、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。以下「条例」という。）第3条に規定する「順路」の基準に準じるものとする。

(日当の支給基準)

- 3 規則第2条第4号の規定により旅行した場合の日当の支給基準については、条例別表備考第10項の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。